

# 八戸市悪臭発生防止指導要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、工場その他の事業場（以下「事業場等」という。）における悪臭の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

## (悪臭)

第 2 条 この要綱において「悪臭」とは、人に不快感又は嫌悪感を与える臭気をいう。

2. 悪臭の指標となる基準（以下「指導基準」という。）は、別表のとおりとする。

## (事業者の責務)

第 3 条 事業場等を設置する者（以下「事業者」という。）は、指導基準を遵守しなければならない。

## (指導)

第 4 条 市長は、事業者が指導基準を遵守するよう指導に努めるものとする。

## (測定)

第 5 条 市長は、悪臭が発生していると認めるときは、速やかに当該事業場において臭気の測定を行うものとする。

2. 前項の測定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年 9 月環境庁告示第 63 号）により行うものとする。

## (測定の協力)

第 6 条 市長は、臭気の測定を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、協力を求めることができる。

## (勧告)

第 7 条 市長は、第 5 条の測定の結果、事業場等から発生する臭気が指導基準に適合せず、かつ、そのために地域住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、当該事業者に対し、悪臭の発生防止に関する改善措置を勧告することができる。

## (事業者への援助)

第 8 条 市長は、中小規模の事業場等の事業者に対しては、悪臭発生防止施設の設置及び改善について必要な資金をあっ旋し、又は技術的助言を行うよう努めるものとする。

## (公表)

第 9 条 市長は、第 7 条の勧告を受けた事業者が理由なくこれに従わないときは、当該事業者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

## 附 則

この要綱は、平成 2 年 12 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

## 別表（第2条関係）

## 悪臭発生防止指導要綱に基づく指導基準

区分		臭 气 指 数		
		事業場等の 敷地境界線	排 出 口	排 出 水
第一種分	第一種低層住居専用地域	10	25	26
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
第二種分	近隣商業地域	15	30	31
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
第三種分	市街化調整区域	18	35	34
	工業専用地域			
無指定地域				

(備考) 排出口における臭気指数は、高さ5m未満の排出口には適用しない